

第百四十七回国会
衆議院

大蔵委員会議録第十九号

平成十二年五月二十三日(火曜日)

午前九時六分開議

出席委員

委員長 金子 一義君

理事 衛藤征士郎君 理事 鴨下 一郎君

理事 根本 匠君 理事 渡辺 喜美君

理事 上田 清司君 理事 北橋 健治君

理事 石井 啓一君 理事 佐々木憲昭君

理事 大石 秀政君 理事 木村 勉君

理事 久野統一郎君 理事 桜井 新君

理事 七条 明君 理事 下村 博文君

理事 砂田 圭佑君 理事 高市 早苗君

理事 西川 公也君 理事 御法川英文君

理事 宮腰 光寛君 理事 宮本 一三君

理事 村井 仁君 理事 村上誠一郎君

理事 渡辺 博道君 理事 岩國 哲人君

理事 枝野 幸男君 理事 河村たかし君

理事 中川 正春君 理事 松本 龍君

理事 久保 哲司君 理事 佐藤 茂樹君

理事 矢島 恒夫君 理事 安倍 基雄君

理事 鈴木 淑夫君 理事 二見 伸明君

理事 深田 肇君

議員 北橋 健治君

議員 佐々木憲昭君

議員 宮澤 喜一君

議員 村井 仁君

議員 田頭 基典君

大蔵大臣 金融再生政務次官 大蔵委員会専門員

委員の異動

五月二十三日

辞任

石原 伸晃君

大野 功統君

桜田 義孝君

補欠選任

宮腰 光寛君

木村 勉君

久野統一郎君

第一類第五号

大蔵委員会議録第十九号

平成十二年五月二十三日

塩谷 立君

林 幹雄君

岡田 克也君

仙谷 由人君

谷口 隆義君

若松 謙維君

横光 克彦君

同日

辞任

木村 勉君

久野統一郎君

七条 明君

御法川英文君

宮腰 光寛君

枝野 幸男君

松本 龍君

久保 哲司君

佐藤 茂樹君

深田 肇君

同日

補欠選任

大野 功統君

桜田 義孝君

林 幹雄君

塩谷 立君

石原 伸晃君

仙谷 由人君

岡田 克也君

谷口 隆義君

若松 謙維君

横光 克彦君

五月二十二日

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(岡田克也君外三名提出、衆法第一二二号)

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(佐々木憲昭君外一名提出、衆法第二二二号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(岡田克也君外三名提出、衆法第一二二号)

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(佐々木憲昭君外一名提出、衆法第二二二号)

は本委員会に付託された。

一号)

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(佐々木憲昭君外一名提出、衆法第二二二号)

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律及び貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案起草の件

日賦貸金業者についての特例に関する件

○金子委員長 これより会議を開きます。

岡田克也君外三名提出、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案及び佐々木憲昭君外一名提出、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

提出者から順次趣旨の説明を求めます。北橋健治君。

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○北橋議員 ただいま議題となりました出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

昨年、いわゆる商工ローンが、四〇%もの高利と暴力的な取り立てにより大きな社会問題となりました。民主党は、いち早く法定金利の引き下げ

や貸金業者に対する規制強化に取り組み、昨年六月には、出資法の上限金利を利息制限法の上限金利並みに引き下げる出資法改正案を提出しました。その結果、我々の期待した水準には全く達しないながらも、ひとまず法定金利の引き下げが実現したところであります。

しかし、その時点におきまして、九州地方を中心に日賦貸金業者による被害が社会問題化していたにもかかわらず、日賦貸金業者に対する特例の廃止などの措置は見送られました。民主党の出資法改正案には日賦貸金業者に対する特例の廃止も盛り込まれており、民主党案があのとき成立していれば、日賦貸金業者をめぐる今日の社会問題が早期に解決していたことは間違いないと存じます。

このような経緯を踏まえ、民主党は、本法律案を提案することとした次第であります。

本法律案は、日賦貸金業者に係る出資法の特例を廃止し、日賦貸金業者が業として金銭の貸し付けを行う場合における上限金利を、他の貸金業者と同様二九・二%とするものであります。

本法律案を提出したのはことし三月であります。が、この間、与党が本法律案をいたすにたざざらしにし続けたことは全くもって遺憾であることとを申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○金子委員長 次に、佐々木憲昭君。

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○佐々木(憲)議員 ただいま議題となりました日本共産党提出、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案の趣旨及び内容を御説明いた

します。

出資法上の上限金利は、現在四〇・〇〇四％になつていますが、さきの第四百四十六臨時国会において与党提出議員立法が可決成立したため、六月一日から二九・二％に引き下げられます。しかし、特例として認められてきた日賦貸金業者に対する上限金利一〇・九・五％、一日当たり〇・三％、電話担保金融に対する上限金利五四・七五％、一日当たり〇・一五％という高金利は、そのまま据え置かれていきます。

これは余りにも高金利であり、我が党提出の法案は、この特例を直ちに廃止し、消費者向け金融、事業者向け金融等の貸金業者の上限金利と同一金利にしようとするものです。

日賦貸金業者による超高金利とその暴力的な取り立て被害が九州、沖縄を中心に頻発しており、また、一〇・九・五％という超高金利に着目して日賦貸金業者に参入する貸金業者が全国的に増加する傾向にあるところから、緊急に特例を廃止して日賦貸金業者の高金利を認めないようすることが重要だと考えます。

電話担保金融についても高金利を認める必要がなく、日賦貸金業者に対する特例を廃止する機会にこれも廃止しようとするものです。

日本共産党は、さきの第四百四十六臨時国会において、出資法上の上限金利四〇・〇〇四％を利息制限法並みに引き下げるとともに、本人及び保証人の返済能力を超えた過剰貸し付けの禁止、根保証制度の根本的規制等を図る貸金業者の規制等改正法案を提出しました。したがって、出資法上の上限金利二九・二％をさらに引き下げ、貸金業者の規制を強化する必要があると考えていますが、日賦貸金業者の被害に対応した当面の緊急措置として、他の貸金業者と比較しても突出している高金利をまず引き下げようとして提案するものです。

以上、出資法改正法案の趣旨及びその内容について申し上げます。

委員各位の御賛同をお願いする次第です。

○金子委員長 これにて趣旨の説明は終わります。

した。

○金子委員長 次に、金融に関する件について調査を進めます。

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律及び貸金業者の規制等に関する法律の一部を改正する法律案起草の件について議事を進めます。

本件につきまして、衛藤征士郎君外三名から、自由民主党、公明党・改革クラブ、保守党及び自由党の四派共同提案により、お手元に配付いたしておきますとおり出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律及び貸金業者の規制等に関する法律の一部を改正する法律案の草案を成案とし、本委員会提出の法律案として決定すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。衛藤征士郎君。

○衛藤（征）委員 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律及び貸金業者の規制等に関する法律の一部を改正する法律案の起草案につきまして、提案者を代表して、提案の趣旨及び概要を御説明申し上げます。

御承知のように、最近、日賦貸金業者が、出資法で定められている貸付対象者以外の者に貸し付けを行う事例が多発しており、また、取り立てをめぐってトラブルも発生しているなど、日賦貸金業者の業務の運営が社会問題化しております。

この問題には、日賦貸金業者に係る特例金利が一〇・九・五％という、現下の金利水準と比べて余りにも高水準に設定されていることが背景にあると言えます。

このため、日賦貸金業者の業務の運営の実情にかんがみ、資金需要者等の利益の保護を図るための措置を早急に講じることが必要であると考え、お手元に配付したとおりの本起草案を提案いたします。

以下、本起草案の概要を申し上げます。

第一に、日賦貸金業者に係る出資法の特例金利を現行の年一〇・九・五％から年五四・七五％に引き下げるとともに、日賦貸金業者がみずから集金する方法により返済金を取り立てなければならぬ日数を、返済期間の百分の五十以上とすることにしております。

第二に、日賦貸金業者が営業所または事務所に掲示すべき事項、貸し付け条件の広告をする場合において表示すべき事項及び貸し付けの契約に際して交付すべき書面の記載事項に、みずから日賦貸金業者である旨、出資法一部改正法附則で定められた業務の方法等を追加することにしております。

第三に、この法律は平成十三年一月一日から施行することにしております。

以上が、本起草案の趣旨及び概要であります。何とぞ速やかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律及び貸金業者の規制等に関する法律の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○金子委員長 これにて趣旨の説明は終わります。お諮りいたします。

本起草案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○金子委員長 起立総員。よって、そのように決しました。

なお、本法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○金子委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

○金子委員長 この際、鴨下一郎君外五名より、自由民主党、民主党、公明党・改革クラブ、保守党、自由党及び社会民主党・市民連合の六派共同提案による日賦貸金業者についての特例に関する件について本委員会の決議を行うべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。石井啓一君。○石井（啓）委員 ただいま議題となりました決議案につきまして、提出者を代表いたしまして、案文を朗読し、趣旨の説明いたします。

日賦貸金業者についての特例に関する件

（案）日賦貸金業者の業務の運営が、社会に重大な影響を及ぼしている現状にかんがみ、今後、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律及び貸金業者の規制等に関する法律の一部を改正する法律により日賦貸金業者に係る出資法の金利の引下げ等を図ることとしたが、今後とも次の諸点について、政府は、十分配慮していくこと。

一 日賦貸金業者に係る出資法上の上限金利については、同法第五条第二項に関する検討状況を踏まえつつ、資金需給の状況その他の経済・金融情勢、貸金業者の業務の実態等を勘案して検討を加え、必要な見直しを行うものとする。

一 政府においては、引き続き、日賦貸金業者に対し、出資法の規定の厳守について、指導・監督するとともに、都道府県に対しその趣旨を要請すること。

以上であります。何とぞ御賛成賜りますようお願い申し上げます。

○金子委員長 これにて趣旨の説明は終わります。

採決いたします。
鴨下一郎君外五名提出の動議のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○金子委員長 起立総員。よって、そのように決しました。

本決議に対し、政府から発言を求められておりますので、これを許します。大蔵大臣宮澤喜一君。○宮澤國務大臣 ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましては、御趣旨を踏まえ、十分配慮してまいりたいと存じます。

○金子委員長 お諮りいたします。

本決議に関する議長に対する報告及び関係当局への参考送付等の手続につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○金子委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

今回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前九時十八分散会

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（前田克也君外三名提出）

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（佐々木憲昭君外一名提出）

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

附則第八項から第十一項までを削り、附則第十二項を附則第八項とし、附則第十三項から第十五項までを四項ずつ繰り上げ、附則第十六項中「附則第十四項」を「附則第十項」に改め、同項を附則第十二項とする。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年六月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律による改正前の出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律（以下「旧法」という。）附則第九項に規定する日賦貸金業者であった者については、この法律の施行前に当該日賦貸金業者であった者が業として行った金銭の貸付けに関する限りにおいて、旧法附則第八項から第十一項までの規定は、この法律の施行後においても、なおその効力を有する。

2 前項に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

理由

最近における日賦貸金業者の業務の運営の実状にかんがみ、日賦貸金業者が金銭の貸付けを行う場合における高金利を是正するため、日賦貸金業者に係る出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の特例を廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（佐々木憲昭君外一名提出）

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

附則

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十二年六月一日から施行する。

（経過措置）

（施行期日）

第二条 この法律による改正前の出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律（以下「旧法」という。）附則第九項に規定する日賦貸金業者であった者については、この法律の施行前に当該日賦貸金業者であった者が業として行った金銭の貸付けに関する限りにおいて、旧法附則第八項から第十一項までの規定は、この法律の施行後においても、なおその効力を有する。

2 この法律の施行前に旧法附則第十五項に規定する電話担保金融である金銭の貸付けを行った者については、当該電話担保金融である金銭の貸付けに関する限りにおいて、旧法附則第十四項から第十六項までの規定は、この法律の施行後においても、なおその効力を有する。

3 前二項に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

理由

最近における社会経済情勢にかんがみ、日賦貸金業者が金銭の貸付けを行う場合及び電話担保金融である金銭の貸付けが行われる場合における高金利を是正するため、日賦貸金業者及び電話担保金融に係る出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の特例を廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律及び貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律及び貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律

（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律の一部改正）
第一条 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

十八年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

附則第八項中「百九・五パーセント」を「五十四・七五パーセント」に、「百九・八パーセント」を「五十四・九パーセント」に、「〇・三パーセント」を「〇・一五パーセント」に改める。

附則第九項第三号中「百分の七十」を「百分の五十」に改める。

附則第十一項中「第三十六條第四号」を「第三十六條第九号」に改める。

（貸金業の規制等に関する法律の一部改正）
第二条 貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条の見出しを「貸付条件等の揭示」に改め、同条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 日賦貸金業者（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第三十三号）附則第九項に規定する日賦貸金業者をいう。以下同じ。）である場合にあつては、その旨、同項に規定する業務の方法（同項第一号の総理府令の内容を含む。）及び日賦貸金業者は同項に規定する業務の方法以外の方法により貸金業を営むことができない旨

第十五条中「貸付けの利率その他総理府令で定める」を「次の各号に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

一 貸付けの利率

二 日賦貸金業者である場合にあつては、前条第四号に掲げる事項

三 前三号に掲げるもののほか、総理府令で定める事項

第十七条第一項第八号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八 日賦貸金業者である場合にあつては、第十四条第四号に掲げる事項
第十七条第二項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。
六 日賦貸金業者である場合にあつては、第十四条第四号に掲げる事項

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年一月一日から施行する。

(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行前に第一条の規定による改正前の出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律附則第九項に規定する日賦貸金業者が業として行つた金銭の貸付けについては、同法附則第八項から第十一項までの規定は、この法律の施行後においても、なおその効力を有する。

(貸金業の規制等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の貸金業の規制等に関する法律(以下この条において「新貸金業規制法」という。)第十七条第一項の規定は、この法律の施行の日(以下この条において「施行日」という。)以後に締結する貸付けに係る契約について適用し、施行日前に締結した貸付けに係る契約については、なお従前の例による。

2 新貸金業規制法第十七条第二項、第三項及び第四項前段の規定は、施行日以後に締結する保証契約については、なお従前の例による。

3 新貸金業規制法第十七条第四項後段の規定は、施行日以後に締結する貸付けに係る契約で保証契約に係るものについて適用し、施行日前に締結した貸付けに係る契約で保証契約に係るものについては、なお従前の例による。

4 新貸金業規制法第四十三条の規定は、施行日以後に締結する貸付けに係る契約に基づく支払及び施行日以後に締結する保証契約に基づく支払について適用し、施行日前に締結した貸付けに係る契約に基づく支払及び施行日前に締結した保証契約に基づく支払については、なお従前の例による。

5 前項の規定にかかわらず、施行日前に締結した保証契約であつて第三項の規定により新貸金業規制法第十七条第四項後段の規定の適用があるものに基づく支払については、第二条の規定による改正前の貸金業の規制等に関する法律(以下この項において「旧貸金業規制法」という。)第十七条第二項から第四項までの規定により同条第二項から第四項までに規定するすべての書面を交付し、かつ、新貸金業規制法第十七条第四項後段の規定により同項に規定するすべての書面(同項後段の規定に係るものに限る。)を交付している場合に限り、旧貸金業規制法第四十三条の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)
第四条 この法律の施行前にした行為及び前条第一項から第三項までの規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理 由

最近における日賦貸金業者の業務の運営の実状にかんがみ、資金需要者等の利益の保護を図るため、日賦貸金業者が業として金銭の貸付けを行う場合の上限金利を引き下げるとともに、日賦貸金業者が貸付条件等の揭示を行う場合等における規制等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

大蔵委員會議録第十六号中正誤

ページ	段 行	誤	正
二	三	終生積立方式	修正積立方式
三	三	債券者	債権者
六	一	財政資金運用特別勘定で	財政融資資金特別会計で
六	一	特別勘定から	特別会計から